

175,000円	280,000円	395,000円	530,000円	715,000円	915,000円
165,000	265,000	365,000	470,000	645,000	845,000
155,000	250,000	345,000	445,000	595,000	785,000
150,000	235,000	320,000	410,000	560,000	745,000
140,000	215,000	290,000	370,000	500,000	670,000
130,000	200,000	270,000	345,000	455,000	625,000

に

改める。

未阿案原日05月0平「1加平
美軒茂林西 身業合業理障三

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成11年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成11年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

中表別

円000,018	円000,017	円000,222	円000,088	円000,272	円000,071
000,048	000,048	000,284	000,098	000,082	000,081
000,087	000,082	000,044	000,048	000,242	000,021
000,047	000,222	000,204	000,218	000,082	000,021
000,288	000,284	000,322	000,282	000,018	000,281
000,020	000,024	000,048	000,282	000,281	000,221